

○国立大学法人浜松医科大学長の解任手続に関する規程

(平成27年3月25日規程第55号)

改正 令和4年3月23日規程第42号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人浜松医科大学長選考・監察会議規則(平成16年規則第2号)第6条の規定に基づき、国立大学法人浜松医科大学(以下「本法人」という。)の学長の解任手続に関し必要な事項について定めるものとする。

(職務の執行状況についての報告)

第2条 学長選考・監察会議(以下「選考・監察会議」という。)は、国立大学法人浜松医科大学監事監査規則(平成16年規則第7号)第16条に規定する報告を監事から受けたとき、又は学長が次の各号のいずれかに該当するおそれがあると認めるときは、学長に対し、職務の執行状況について報告を求めることができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反があると認められるとき。
- (3) 職務の執行が適当でないため、本法人の業務の実績が悪化した場合であって、引き続き当該職務を行わせることが適当でないとして認められるとき。
- (4) その他学長たるに適しないと認められるとき。

(決議及び申出)

第3条 選考・監察会議は、学長が前条各号のいずれかに該当するときは、審査の上、その議決に基づき、文部科学大臣に対し学長の解任を申し出ることができる。

(解任の審査請求)

第4条 学長解任の審査請求は、次の各号のいずれかによるときに行うことができる。

- (1) 経営協議会又は教育研究評議会の発議によるとき。
- (2) 本法人の職員総数の3分の1以上の署名によるとき。
- (3) 選考・監察会議委員総数の3分の1以上の署名によるとき。

2 前項の規定により学長解任の審査請求を行う場合は、それぞれその代表者から選考・監察会議の議長(以下「議長」という。)に対し、解任すべき理由を付した書面を提出しなければならない。

(審査)

第5条 議長は、前条の規定により学長解任の審査請求があったときは、速やかに選考・監察会議を開催し、学長解任の審査を行わなければならない。

(意見の聴取)

第6条 選考・監察会議は、前条の学長解任の審査の参考とするため、経営協議会委員又は教育研究評議会評議員の意見を聴取することができる。

2 選考・監察会議は、学長に対し、あらかじめ意見陳述の機会を付与するものとする。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、選考・監察会議の議を経て、議長が行う。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、学長解任の手続に関し必要な事項は、選考・監察会議が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月23日規程第42号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。